民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

１）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴ 会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

⑵ 会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

⑶ 会社法第２条第15号に規定する社外取締役

⑷ 会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ）組合の理事

オ）その他業務を執行する者であって、ア）からエ）までに掲げる者に準ずる者

２）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

３）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

［３］その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記［１］又は［２］と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑵ 入札参加者を選定するための基準　中国地方整備局建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況、同種業務の実績並びに業務成績、配置予定主任技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

３　入札手続等

⑴ 担当部局　〒736―0082 広島県広島市安芸区船越南２丁目８番１号　中国地方整備局中国技術事務所総務課経理係　電話082―822―2340　メール　chugi-k@cgr.mlit.go.jp

⑵ 指名競争参加資格の申請の時期及び場所　上記２⑴１）①イに掲げる一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、受け付ける。

⑶ 入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。なお、電子入札システムを利用できない場合は、以下の交付場所でも交付する。ただし、入札説明書の郵送又はメール等による入手申し込みは認めない。

交付期間：令和６年12月18日から令和７年３月14日までのうち、休日を除く毎日の９時00分から16時00分までとする。

入手方法：電子入札システムで入手可能。（国土交通省電子入札システムアドレス：https://www.e-bisc.go.jp/help.html）

交付場所：広島県広島市安芸区船越南２丁目８番１号　中国地方整備局中国技術事務所総務課経理係　電話082―822―2340

⑷ 参加表明書を提出できる者の範囲　参加表明書を提出する時において、上記２⑴１）①イ）に掲げる一般競争参加資格の申請を行っている者とする。なお、令和７年１月６日において当該資格の申請を行っていない者については、令和７年１月10日に行う予定の入札公示に示すところに従い参加表明書を提出することができる。

⑸ 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和７年１月６日16時00分まで。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）またはメールによる。

提出場所：発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）する場合は、上記⑴に同じ。メールの場合は、電子入札手続に関する補足説明事項［コンサルタント業務］のとおり。

⑹ 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札〆切：令和７年３月14日11時00分

開札日時：令和７年３月17日11時00分

提出場所：発注者の承諾を得て持参する場合は、上記⑴に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、入札書を持参又は郵送（書留必着）とすること。

４　その他

⑴ 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵ 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金　免除

② 契約保証金　免除

⑶ 入札の無効　手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者の行った入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の行った入札、無効の技術提案をした者の行った入札並びに別冊現場説明書及び別冊中国地方整備局競争契約入札心得において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時において指名停止を受けているもの、その他開札の時において２に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

本業務の予定価格が500万円以上の場合に限り、予定主任技術者が当該業務の入札説明書及び特記仕様書で規定している手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、中国地方整備局競争契約入札心得に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の予定価格が500万円以上の場合に限り、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格、又は中国地方整備局が定める品質確保基準価格に満たない場合において、入札説明書に定める「低入札価格に該当した場合の受注者の義務」に関する履行が可能であると確認できない場合は、中国地方整備局競争契約入札心得の規定により、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。

⑷ 落札者の決定方法

① 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の６第２項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の６第２項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものの次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。